

妊婦健康診査を受診される皆様へ



◇助成制度について

宍粟市では、妊婦の方がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えられるよう妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。

	内 容
助成対象	①宍粟市に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けたもの ②妊娠中に係る妊婦健康診査を受けたもの
助成金額 及び 助成回数	93,000円以内（1～5回 30,000円、6～14回 63,000円） かつ、妊婦健診14回の範囲内で助成します

◇助成を受けるための手続きについて

1. 医療機関で妊婦健康診査を受け、受診料を支払います。
2. 医療機関が発行する領収書を**必ず受領し、保管**します。
3. 申請書兼振込依頼書に必要事項を記入します。

☆申請に必要なもの

- ・申請書
- ・印鑑
- ・領収書
- ・通帳

※対象となる金額は妊婦健診に要した費用（自費診療分）です。
保険診療、薬剤費、文書料等は助成の対象となりません。

4. 申請書兼振込依頼書、領収書を下記の窓口へ提出します。
5. 手続きが終われば、口座に助成金が振り込まれます。（約2ヶ月程度かかります）

※臨時助成金は平成25年3月31日までの
申請分が対象となります。



注意事項

- ★ 申請される方は**出産後、速やかに**上記の方法で申請を行ってください。
※転出される方は、**転出前に**申請を行ってください。
- ★ 領収書はなくさないように**全て大切に保管**してください。
- ★ 申請は**原則1度の妊娠につき1回**となっています。

◇詳しくは下記の窓口までお問い合わせください

- | | |
|------------------------|-----------|
| ★ 宍粟市保健福祉センター | 電話62-1000 |
| ★ 一宮保健福祉センター（やすらぎ） | 電話72-2100 |
| ★ メイプル福祉センター | 電話75-8800 |
| ★ 千種保健福祉センター（エーガイヤちくさ） | 電話76-8600 |